

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

「男女共同参画社会基本法*」では、男女共同参画社会について、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」と定義されています。

さらに、平成27年に「男女がともに個性と能力を發揮できる豊かで活力ある社会」「性別にかかわらず、人権が尊重され、安心して暮らすことができる社会」「仕事と生活の両立を実現し、女性がいきいきと活躍する社会」の実現を目指し、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（以下「女性活躍推進法*」という。）が制定されました。

岡垣町では、平成16年に「岡垣町男女共同参画～ともに支えあい、ともに輝く～まちづくり条例」（以下「町条例」という。）の基本理念の下、男女共同参画社会の実現に向けて、さまざまな施策を総合的かつ計画的に進めていくため、平成21年に「岡垣町第2次男女共同参画基本計画」（以下「第2次計画」という。）を策定し、取組みを進めてきました。

この度、第2次計画の期間が令和2年度で終了することから、これまでの取組みを検証するとともに、社会経済情勢の変化による新たな課題にも対応しながら、今後10年間（令和3年度～令和12年度）に岡垣町が取り組むべき施策の方向と内容を定める「岡垣町第3次男女共同参画基本計画」（以下「本計画」という。）を策定します。

2 計画の位置づけ

（1）本計画は、男女共同参画社会基本法第14条第3項の「当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画」であり、岡垣町における男女共同参画施策の総合的かつ計画的な実施を目的とするものです。

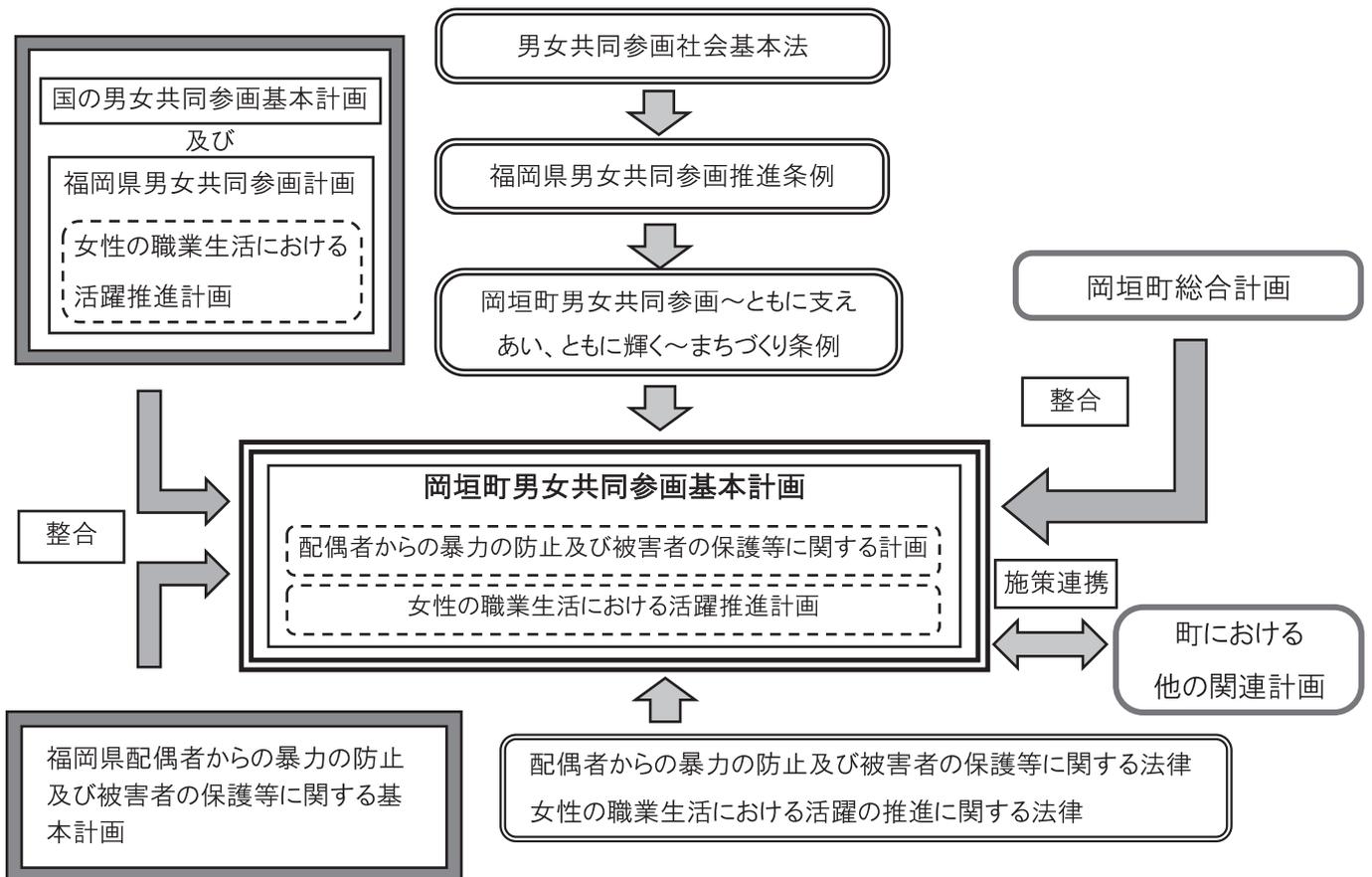
なお、「基本目標Ⅲ 男女がともに能力を發揮できる自立した生き方づくり」を女性活躍推進法第6条第2項に基づく「当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（市町村推進計画）」を包含した計画と位置づけます。

また、「基本目標Ⅳ 男女がともに人権を尊重する社会づくり」を配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（以下「DV防止法」という。）第2条の3第3項に基づく「当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画基本計画」（市町村基本計画）としても位置づけ、施策を一体的に推進することとします。

(2) 本計画は、平成16年に施行した町条例第8条に基づくものであり、条例の基本理念、責務、基本的施策等を踏まえて策定しています。

(3) 本計画は、町の最上位計画である「岡垣町総合計画」をはじめ、他の関連計画及び国・福岡県の関連計画との整合を図ります。

【岡垣町男女共同参画基本計画の位置づけ】



3 計画の期間

本計画の期間は、令和3年度から令和12年度までの10年間とします。施策内容については、各年度の進捗状況を確認しながら毎年見直しを行います。

また、本計画の中間年度である令和7年度に中間評価を行い、社会情勢の変化に対応できるよう後期計画の施策に反映させます。

なお、進捗状況の管理は、岡垣町男女共同参画推進本部及び岡垣町男女共同参画審議会での審議を経て行います。

4 計画の策定体制

(1) 岡垣町男女共同参画推進本部における協議

町長を本部長、副町長を副本部長とし、各課長及び女性課長補佐で構成される「岡垣町男女共同参画推進本部」において、計画内容の協議・調整を行いました。

(2) 岡垣町男女共同参画審議会における審議

本計画の策定にあたっては、町条例第15条に基づき、学識経験者及び関係団体や町民の代表で構成する「岡垣町男女共同参画審議会」において、必要な事項について審議を行いました。

(3) パブリックコメントの実施

令和2年12月に計画案を公表し、町内に在住・在勤の方及び町内に事業所を有する個人・法人・その他の団体から意見募集を行いました。

(4) 国、県が実施した意識調査結果の活用

今後の男女共同参画社会の推進に係る施策をより充実させていくための基礎資料として、国、県が実施した意識調査を活用しました。

(5) その他

町民の意見を計画に反映させるため、町の講座参加者や女性人材リスト登録者の意見を集約を行い、参考意見として活用しました。

5 男女共同参画施策の動向

男女共同参画に関する主な関連法制度、計画は次のとおりです。（平成20年以前のものには主な法制度などを挙げています。）

元号 (西暦)	国	県	町
昭和55年 (1980)	7月 「女子差別撤廃条約」署名		
昭和60年 (1985)	5月 「男女雇用機会均等法*」公布 6月 「女子差別撤廃条約」批准		
昭和61年 (1986)	4月 「男女雇用機会均等法」施行		
平成3年 (1991)	5月 「育児休業法」公布		
平成4年 (1992)	4月 「育児休業法」施行		
平成7年 (1995)	6月 「育児休業法」改正（介護休業制度の法制化）		
平成11年 (1999)	4月 「育児・介護休業法*」全面施行 6月 「男女共同参画基本法」公布・施行		
平成12年 (2000)	7月 「男女共同参画基本計画」策定		
平成13年 (2001)	4月 「配偶者暴力防止法」公布・一部施行	10月 「福岡県男女共同参画推進条例」公布・施行	
平成14年 (2002)	4月 「配偶者暴力防止法」全面施行	3月 「福岡県男女共同参画計画」策定	
平成16年 (2004)			3月 「岡垣町男女共同参画～ともに支えあい、ともに輝く～まちづくり条例」公布・施行 3月 岡垣町男女共同参画基本計画策定
平成20年 (2008)			3月 岡垣町第2次男女共同参画基本計画策定
平成21年 (2009)	7月 「育児・介護休業法」改正（短時間勤務制度導入の義務付けなど）		
平成22年 (2010)	6月 「改正育児・介護休業法」施行 12月 「男女共同参画基本計画（第3次）」閣議決定		10月 機構改革に伴い、企画政策室から地域づくり課へ「人権・男女共同参画係」を設置
平成23年 (2011)		1月 「第2次福岡県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」策定 2月 「第3次福岡県男女共同参画計画」策定	

元号 (西暦)	国	県	町
平成 24 年 (2012)	7 月 「改正育児・介護休業法」全 面施行 (100 人以下事業主適用)		
平成 25 年 (2013)	6 月 「配偶者暴力防止法」第 3 次 改正 (準用による適用対象範囲の 拡大など) 「ストーカー行為等の規制等に関 する法律」改正 (婦人相談所等 による支援を明記) 10 月 改正「ストーカー行為等の 規制等に関する法律」全面施行		
平成 26 年 (2014)	1 月 「改正配偶者暴力防止法」施 行		3 月 岡垣町第 2 次男女共同参画 基本計画後期実行計画策定
平成 27 年 (2015)	9 月 「女性の職業生活における 活躍の推進に関する法律」公布・ 一部施行 12 月 「男女共同参画基本計画 (第 4 次)」閣議決定		
平成 28 年 (2016)	4 月 「女性の職業生活における 活躍の推進に関する法律」全面施 行 12 月 「ストーカー行為等の規制 等に関する法律」改正 (職務関係 者による配慮等)	1 月 「第 3 次福岡県配偶者からの 暴力の防止及び被害者の保護等 に関する基本計画」策定 3 月 「第 4 次福岡県男女共同参画 計画」策定	1 月 女性人材リスト運用開始 4 月 DV 等相談窓口連絡会議設 置
平成 29 年 (2017)	6 月 改正「ストーカー行為等の 規制等に関する法律」全面施行 10 月 「改正育児・介護休業法」施 行 (育休の再延長等)		
平成 30 年 (2018)	5 月 「政治分野における男女共同 参画の推進に関する法律*」施行		4 月 地域づくり課から福祉課へ 所管変更
平成 31 年/ 令和元年 (2019)	5 月 「女性の職業生活における 活躍の推進に関する法律」改正 6 月 「配偶者暴力防止法」改正 (DV 支援と児童虐待支援の関係 機関の連携)	3 月 「福岡県における性暴力を根 絶し、性被害から県民等を守るた めの条例」公布・一部施行	

6 岡垣町を取り巻く社会情勢の変化

(1) SDGs★（持続可能な開発目標）の実現

平成27年の国連サミットで採択されたSDGsは、令和12年を期限に、持続可能な世界を実現するための包括的な17の目標と、取り組むべき169のターゲットで構成されています。

国では、平成28年に政府内にSDGs推進本部が設置されています。町でも、国際社会の一員として、SDGsの達成に貢献する必要があります。

＜持続可能な世界を実現するための包括的な17の目標＞



資料) 国際連合広報センター

(2) 新たな感染症の拡大など不測の事態への対応

令和2年、新型コロナウイルス感染症が世界中で猛威を振るい、世界中の人々が、生命・生活・経済・社会、さらには行動・意識・価値観にまで大きな影響を受け、本計画策定時の今日においても収束の目途が経っていません。

この新型コロナウイルス感染症の拡大により、外出の自粛や休業等による生活不安・ストレスに起因したDVや性暴力被害の増加のほか、非正規雇用労働者の雇用や所得に影響が現れるなど、社会情勢が大きく変化しています。

非常時や緊急時では、支援が必要な人に対して公的支援に関する情報が届きにくく、孤立してしまうことが考えられることから、不測の事態への対応ができるような取り組みが必要となります。

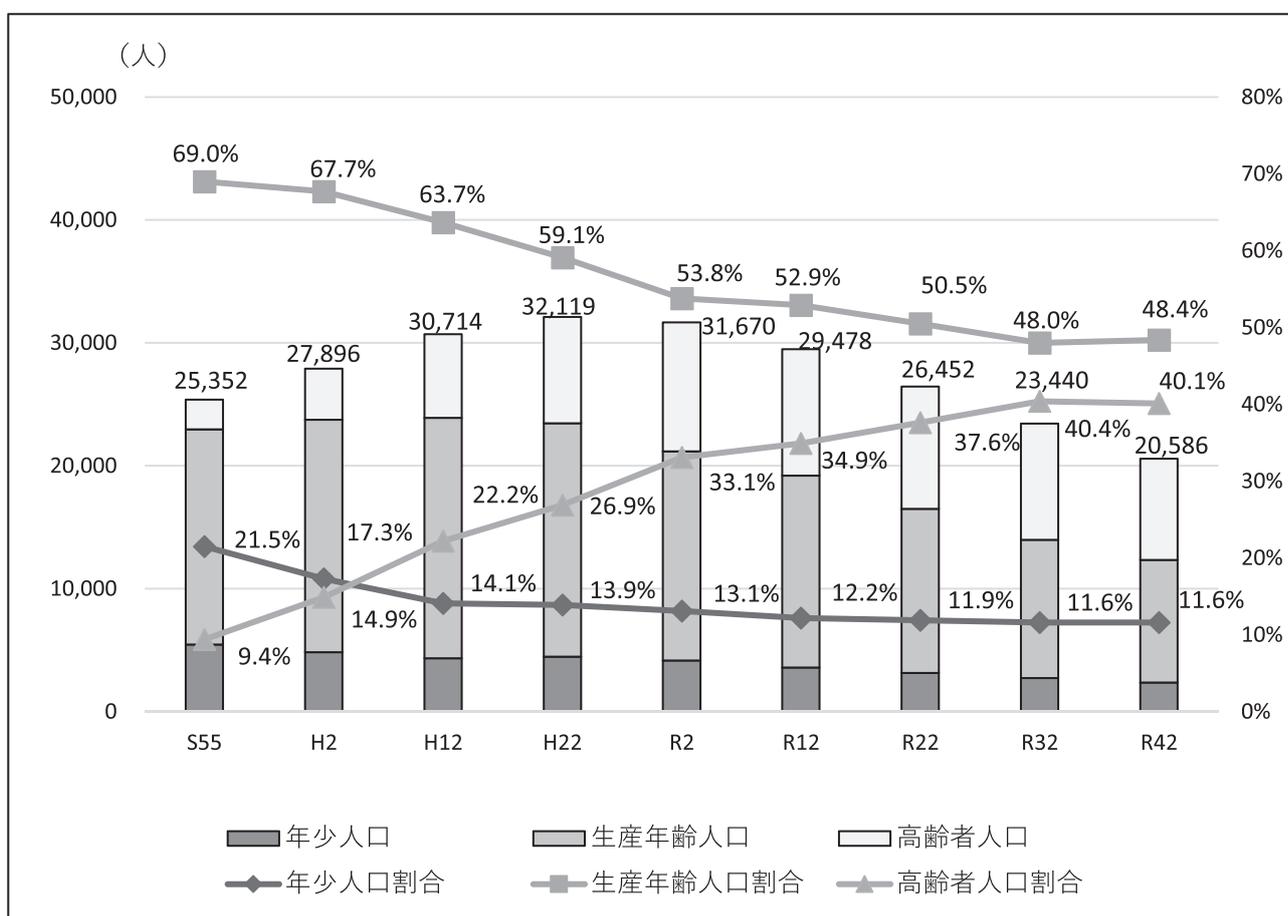
第2章 岡垣町を取り巻く環境

1 人口・世帯数

(1) 人口の推移

岡垣町の人口は、平成22年の32,119人をピークに減少傾向が続いています。令和2年3月末現在の総人口は31,670人で、比較すると449人減少しています。今後の推計においても、減少傾向が続くことが見込まれます。

＜総人口と年齢3区分別人口の推移＞



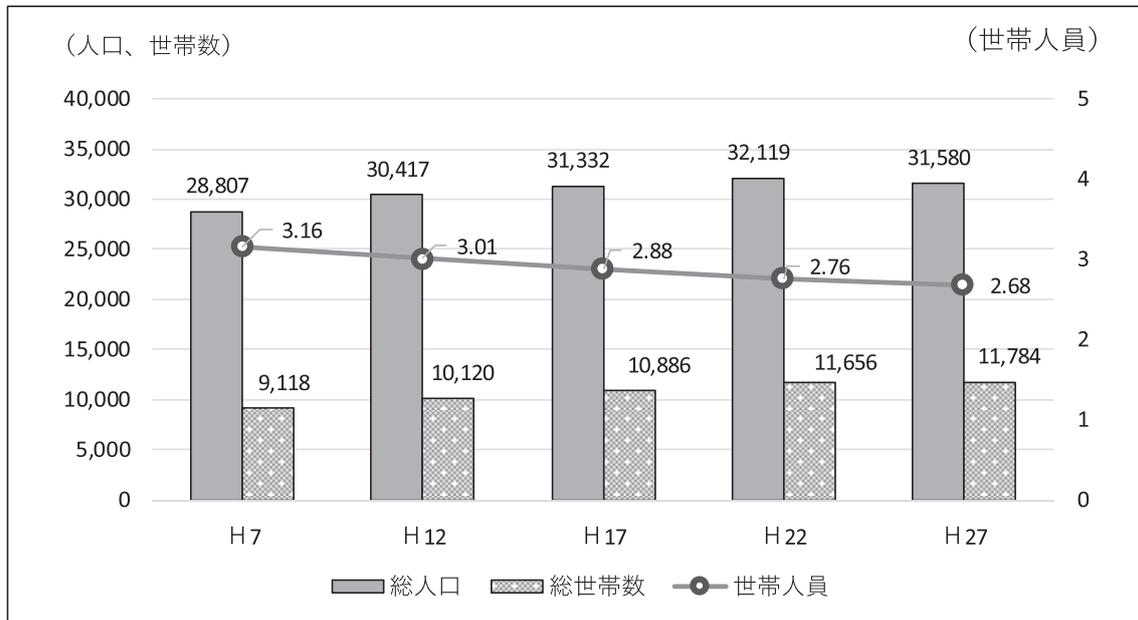
注) 年少人口 (14歳以下)・生産年齢人口 (15～64歳)・高齢者人口 (65歳以上)
資料) R2年までは住民基本台帳人口、R12年以降は住民基本台帳に基づくコーホート変化率法に基づく将来推計値

(2) 世帯数・世帯人員の推移

岡垣町の世帯数の推移は、平成7年には、9,118世帯であったのが平成27年には11,784世帯と、20年間で2,666世帯増加しています。一方、世帯人員は減少傾向にあり、平成7年には1世帯あたり3.16人であったのが平成27年には2.68人となっています。

他の表(7ページ及び10ページ)にあるように、人口推移は減少傾向にあるものの、単独世帯が増えていることから、今後の推計においても、世帯数は増加し、世帯人員は減少することが見込まれます。

<世帯数・世帯人員の推移>



(単位：人、世帯)		平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
岡垣町	総人口	28,807	30,417	31,332	32,119	31,580
	総世帯数	9,118	10,120	10,886	11,656	11,784
	世帯人員	3.16	3.01	2.88	2.76	2.68
福岡県	総人口	4,933,393	5,015,699	5,049,908	5,071,968	5,101,556
	総世帯数	1,782,911	1,917,721	2,009,911	2,110,468	2,201,037
	世帯人員	2.77	2.62	2.51	2.40	2.32

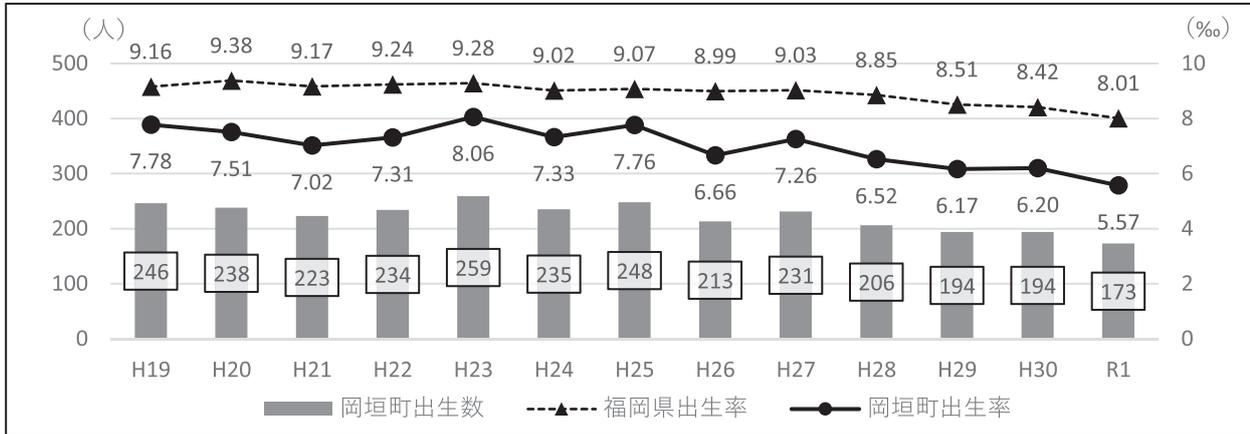
注) 世帯員数=総人口÷総世帯数

資料) 総務省「国勢調査」

(3) 出生数と出生率

岡垣町の出生数は、毎年差はあるものの、平成19年から平成27年まで210～260人の間で推移していましたが、平成29年に200人を下回り、令和元年には直近の10年間で最も少ない173人となりました。また、出生率も出生数の減少に伴い低下しています。

＜出生数と出生率の推移＞



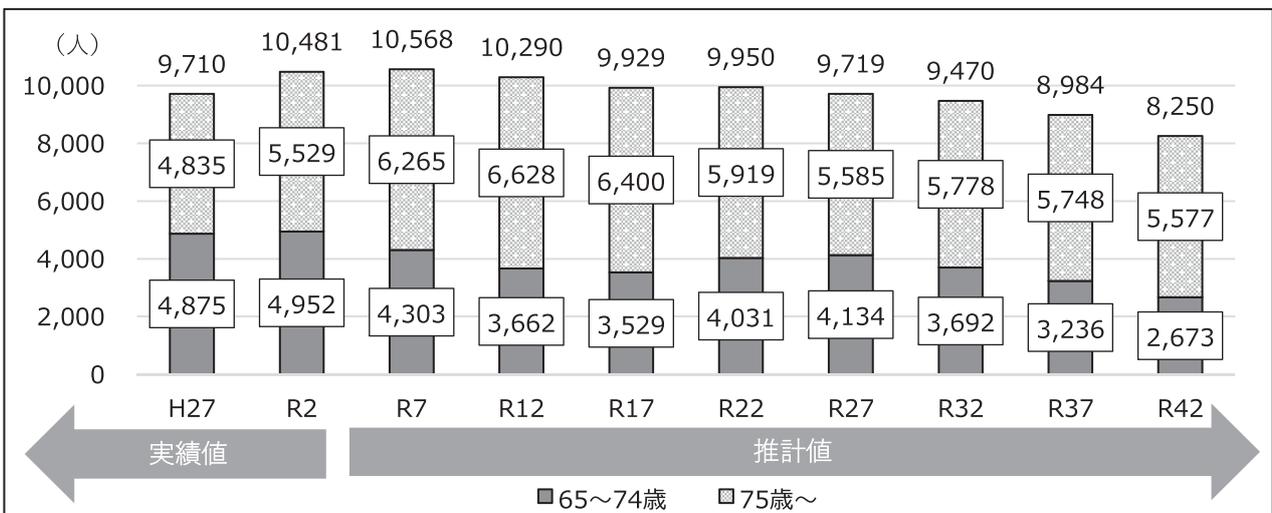
注) 出生率は千分率による表示

資料) 福岡県「人口移動調査」

(4) 高齢者人口

岡垣町の高齢者人口は、令和12年に10,290人、20年後の令和22年に9,950人と見込まれ、令和2年の10,481人と同様、おおむね10,000人程度となる見込みです。しかし、グラフ上段の75歳以上の高齢者人口は、令和2年の5,529人に対し、令和12年には1,099人増の6,628人となり、高齢者人口の多くが75歳以上となります。

＜高齢者人口の推移＞



資料) R2年までは住民基本台帳人口、R7年以降は住民基本台帳に基づくコーホート変化率法に基づく将来推計値

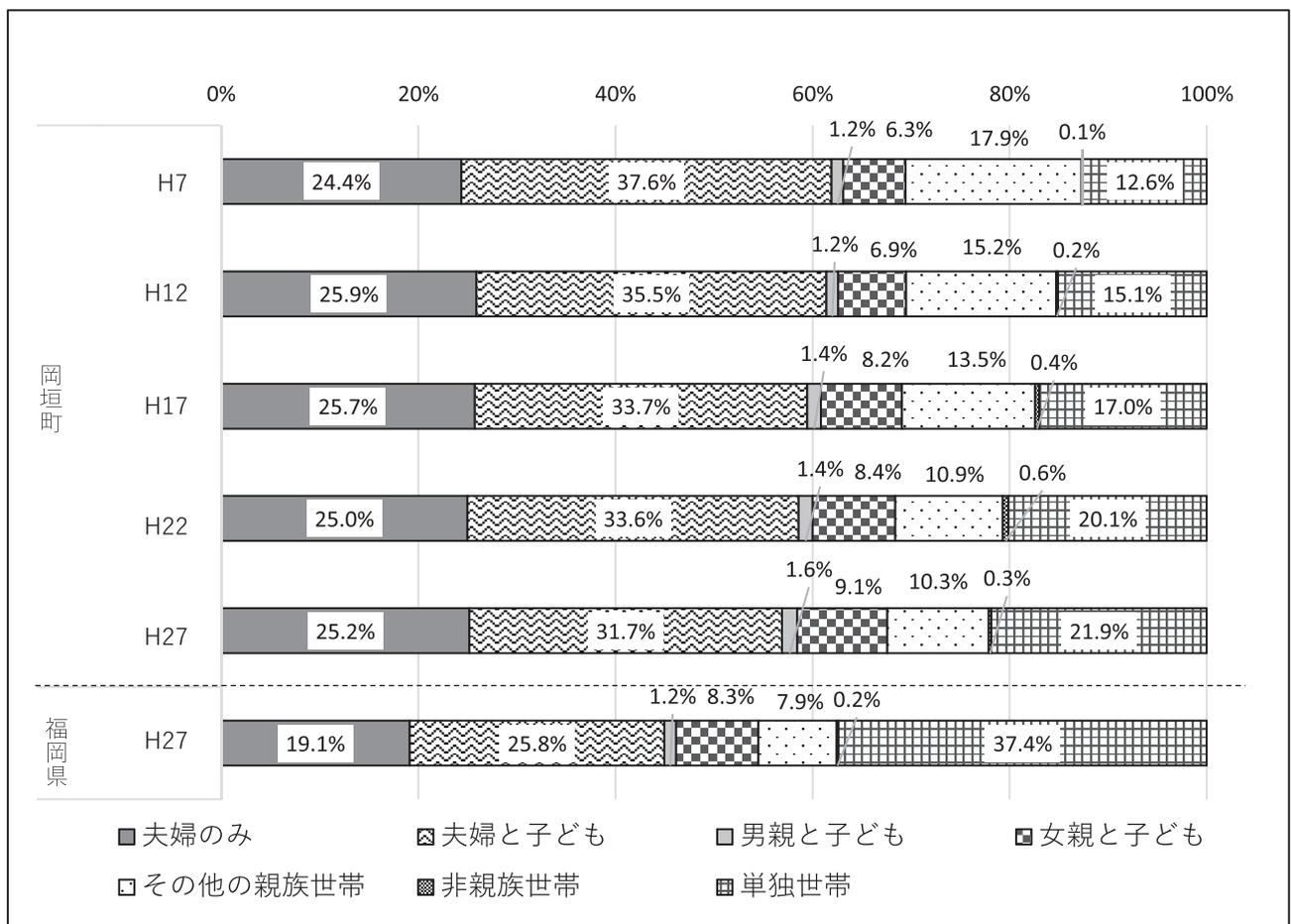
(5) 家族類型別一般世帯数の推移

岡垣町の家族類型別一般世帯数の推移は、平成7年には37.6%であった夫婦と子ども世帯の割合が、平成27年には31.7%と、5.9ポイント減少しています。

平成27年の岡垣町における一般世帯での家族類型別の割合を福岡県の値と比較すると、夫婦と子ども世帯、夫婦のみ世帯の割合がいずれも福岡県を上回っています。また、核家族世帯の割合が福岡県の値を上回っていることから、岡垣町は福岡県全体に比べて核家族化が進行していることが分かります。

単独世帯は、福岡県の値を下回っているものの年々増加しており、単独世帯が全世帯に占める割合は、平成7年の約2倍となっています。

＜家族類型別一般世帯数の推移（割合）＞



資料) 総務省「国勢調査」

＜家族類型別一般世帯数の推移（内訳）＞

		平成7年		平成12年		平成17年		平成22年		平成27年	
		実数 (世帯)	構成比	実数 (世帯)	構成比	実数 (世帯)	構成比	実数 (世帯)	構成比	実数 (世帯)	構成比
岡垣町	一般世帯総数	9,098	100.0%	10,099	100.0%	10,865	100.0%	11,631	100.0%	11,784	100.0%
	核家族世帯										
	夫婦のみ	2,218	24.4%	2,614	25.9%	2,794	25.7%	2,915	25.0%	2,969	25.2%
	夫婦と子ども	3,419	37.6%	3,584	35.5%	3,662	33.7%	3,905	33.6%	3,735	31.7%
	父親と子ども	107	1.2%	119	1.2%	154	1.4%	163	1.4%	184	1.6%
	母親と子ども	570	6.3%	696	6.9%	890	8.2%	976	8.4%	1,078	9.1%
	その他の親族世帯	1,629	17.9%	1,536	15.2%	1,470	13.5%	1,267	10.9%	1,212	10.3%
	非親族世帯	13	0.1%	24	0.2%	44	0.4%	66	0.6%	31	0.3%
単身世帯	1,142	12.6%	1,526	15.1%	1,851	17.0%	2,336	20.1%	2,575	21.9%	
福岡県	一般世帯総数	1,774,183	100.0%	1,906,862	100.0%	1,984,662	100.0%	2,106,654	100.0%	2,196,617	100.0%
	核家族世帯										
	夫婦のみ	305,350	17.2%	346,517	18.2%	369,671	18.6%	394,489	18.7%	420,249	19.1%
	夫婦と子ども	594,657	33.5%	589,607	30.9%	578,203	29.1%	567,730	27.0%	567,372	25.8%
	父親と子ども	19,664	1.1%	22,350	1.2%	24,783	1.2%	25,105	1.2%	26,619	1.2%
	母親と子ども	126,159	7.1%	144,850	7.6%	163,301	8.2%	176,112	8.4%	182,910	8.3%
	その他の親族世帯	233,122	13.1%	218,615	11.5%	206,523	10.4%	183,962	8.8%	174,241	7.9%
	非親族世帯	5,178	0.3%	8,206	0.4%	12,150	0.6%	19,646	0.9%	4,420	0.2%
単身世帯	490,053	27.6%	576,717	30.2%	630,031	31.7%	736,339	35.0%	820,806	37.4%	

注) 構成比は一般世帯を100としたときの比率

資料) 総務省「国勢調査」

※一般世帯とは 一般世帯は、その世帯員の世帯主との続柄により、次のとおり区分されています。

- ・親族世帯：2人以上の世帯員からなる世帯のうち、世帯主と親族関係にある世帯員のいる世帯。
 なお、その世帯に同居する非親族（住み込みの従業員など）がいる場合もここに含まれます。
- ・非親族世帯：2人以上の世帯員からなる世帯のうち、世帯主と親族関係にある者がいない世帯。
- ・単身世帯：世帯人員が1人の世帯。

今回、親族世帯を5区分し、全体で7区分類型としています。

2 就業状況

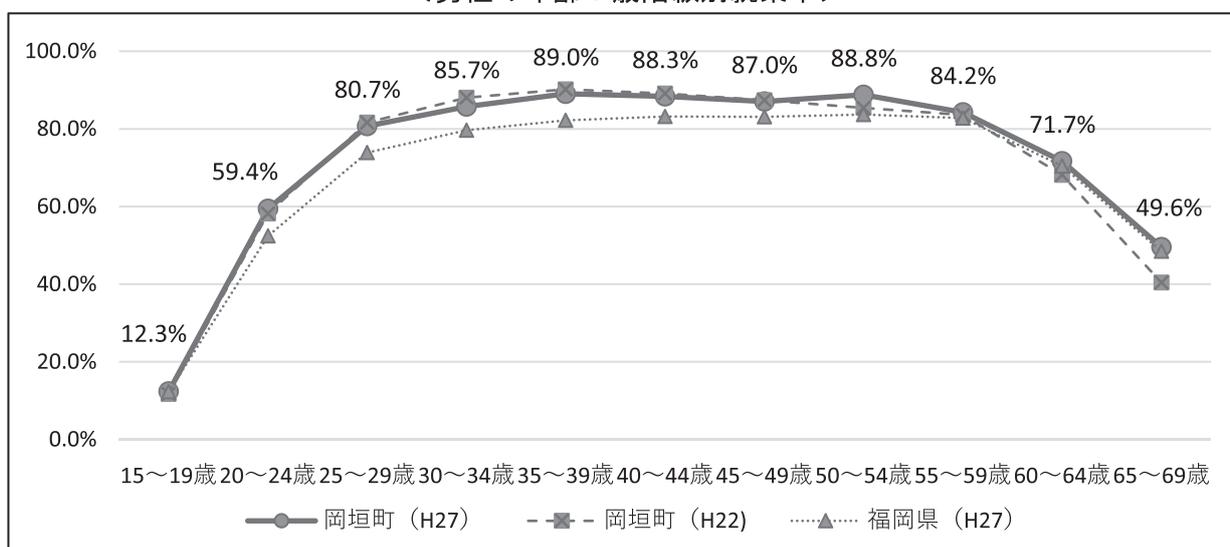
(1) 就業率

岡垣町の男性就業率については、平成22年と平成27年を比較すると、ほぼ同じとなっており、生産年齢人口のうち、25歳～59歳における就業率は80%で推移しています。

一方、女性の就業率は、30～34歳を谷とするいわゆるM字カーブ*を描いています。

日本の女性は、学校卒業後と子育て終了後の時期を2つの山とし、その間の子育て期の就業率が低くなる傾向にあり、25～29歳及び40～44歳では女性の就業率が高まっていますが、30～34歳の谷をどう上げるかが課題となっています。

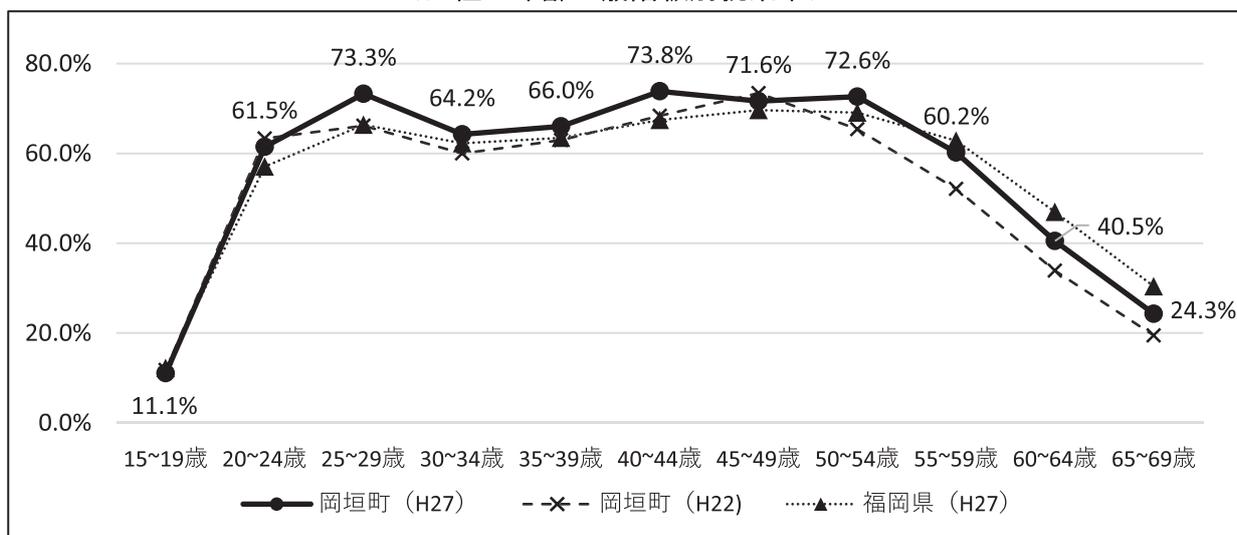
＜男性の年齢5歳階級別就業率＞



注) グラフ中の数値は、平成27年岡垣町の実業率

資料) 総務省「国勢調査」

＜女性の年齢5歳階級別就業率＞



注) グラフ中の数値は、平成27年岡垣町の実業率

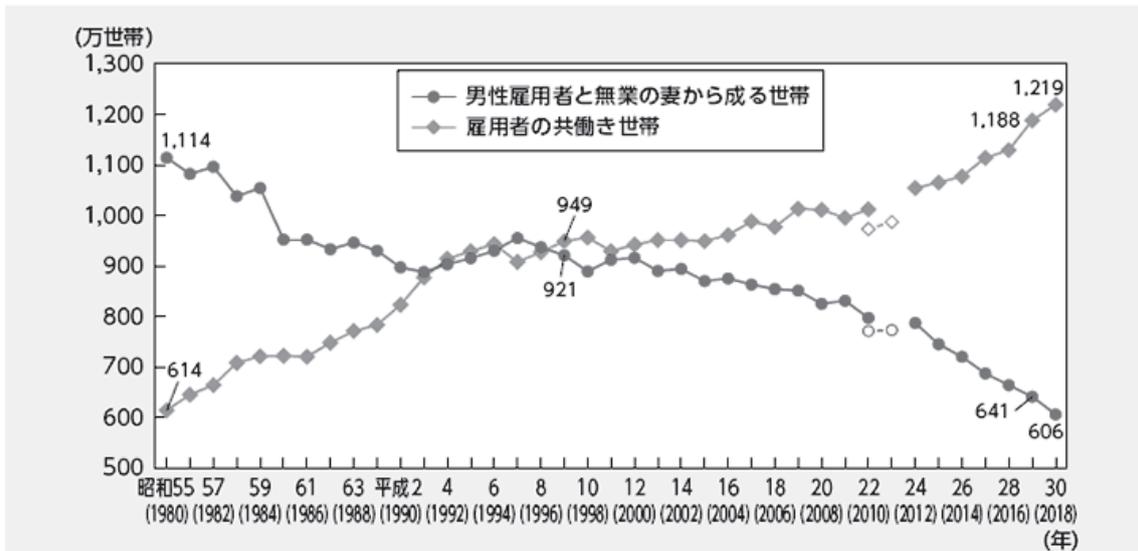
資料) 総務省「国勢調査」

(2) 共働き世帯数の推移

専業主婦世帯数と共働き世帯数を比較すると、昭和 55 年では、専業主婦世帯数が共働き世帯数の 2 倍となっています。

しかし、年々その差は縮まっており、平成 8 年を境にその数が逆転しています。平成 30 年には、共働き世帯数が専業主婦世帯数の 2 倍となっています。

＜共働き等世帯数の推移＞



注) 平成 22 年及び 23 年の値 (白抜き表示) は、岩手県、宮城県及び福島県を除く全国の結果

資料) 総務省「労働力調査」

(3) ひとり親世帯の状況

福岡県における平成 28 年の母子世帯の世帯数は 72,315 世帯、父子世帯は 10,152 世帯となっています。

母子世帯の母親の 88.4% は仕事を持っていますが、その約半数は派遣や契約社員、パートタイマーなどの非正規雇用となっており、母子世帯の平均年間税込収入を父子世帯と比較すると、同じひとり親世帯であっても、その収入は約 40% 減の 241 万円となっています。

＜母子世帯、父子世帯の世帯数及び平均年間税込収入＞

(単位: 世帯、万円)

		平成 13 年	平成 18 年	平成 23 年	平成 28 年
母子世帯	世帯数	62,162	69,145	74,728	72,315
	平均年間税込収入	245	244	236	241
父子世帯	世帯数	11,584	10,866	9,975	10,152
	平均年間税込収入	462	444	367	404

資料) 福岡県「ひとり親世帯等実態調査」(平成 28 年度)